

公共建築物長浜市産材利用促進基本方針

平成24年12月

長 浜 市

第1 方針の作成にあたって

1 公共建築物における木材の利用の意義

長浜市の森林は、木材生産機能とともに水源涵養等の公益的機能を有し、私達の生活に欠かすことの出来ない重要な資源である。

戦後、特に昭和40年代以降はスギの植林が進み、これらの人工林資源の多くが、育成の段階から木材として利用できる段階となりつつあることから、利用を前提とした森林整備が、森林の保全・管理を適切に推進していく上での重要な課題となっている。

また、森林から生産される木材は、調湿性や断熱性に優れた人や環境に優しい資材であるとともに、再生可能なバイオマス資源であることから、住宅等の建築用材や燃料用材として利用することはもちろんのこと、地域の林業や木材産業の活性化による雇用拡大や地域経済の振興に資するものであることなど、木材利用には大きな意義がある。

2 公共建築物における木材の利用の背景

国においては、「我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換する」との考え方のもと、平成21年12月に「10年後の木材自給率50%」を目指す「森林・林業再生プラン」を公表し、住宅や公共建築物等への木材利用を推進している。

特に、公共建築物における木材の利用は直接的効果だけではなく、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進への波及効果が期待できることから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。)が制定され、これに基づく基本方針が平成22年10月に策定された。この基本方針では、公共建築物において非木造化を指向してきた過去の考え方から、可能な限り木造化または木質化を図るとの考え方へ大きく転換している。

これを受けて、滋賀県では、国の基本方針に基づき、公共建築物等木材利用促進法第8条に定める都道府県方針として、平成24年2月に「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」が定められた。

こうした公共建築物等木材利用促進法に関する国や県の動向を踏まえ、長浜市では、当市が整備する公共建築物の木造化ならびに木質化を推進していくために、公共建築物等木材利用促進法第9条に定める市町村方針として、「公共建築物長浜市産材利用促進基本方針」を定める。

第2 木材の利用の促進の基本的方向

滋賀県が策定した「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に沿い、木材の利用の目標ならびに目標の実現に向けた取り組みを以下に示す。

なお、長浜市産材の供給が不足する場合には、滋賀県産材等を利用するものとする。

■利用木材の定義

長浜市産材・・・長浜市内の森林から産出された原木及び製材品とする。

なお、JAS適合製品や乾燥施設の関係から、市外、県外業者へ材料供給し、加工された製材品も含むものとする。

滋賀県産材・・・滋賀県内の森林から産出された原木及び製材品とする。

なお、JAS適合製品や乾燥施設の関係から、県外業者へ材料供給し、加工された製材品も含むものとする。

1 木材の利用の目標

滋賀県が策定する琵琶湖森林づくり基本計画の基本指標である「平成32年度の滋賀県産木材の素材生産量12万立方メートル」の目標に沿い、森林面積、人工林面積等を勘案し、長浜市においては、「平成32年度の長浜市産材の素材生産量（原木生産量）2万立方メートル」を目標とし、公共建築物の整備等において木材の利用を図る。

2 木材利用促進の基本的方向

長浜市産材によって木材の利用を促進していくにあたり、供給や需要の各段階において下記課題を抱えていることから、滋賀県が示す「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、各課題への取り組みとともに、木材の安定供給に向けた具体的な対策等について滋賀県ならびに関係機関と連携し、目標の実現に努める。

(1) 現状課題

ア) 素材生産

市内の素材生産は、2つの森林組合が主体であり、民間の林業事業者は規模が小さく、現在成熟した森林資源を活用するため、生産体制を整え始めた状況である。

イ) 木材（製材）加工

市内の製材事業者は小規模事業者が多く、木材の乾燥に必要な設備を持つ事業者は少ない。

また、地元工務店等が施工する在来工法の一般住宅には、製材のJAS規格を必要としないことから、公共施設整備に合わせたJASの認定を受けた工場がない。

ウ) 木材利用（公共施設による利用）

素材生産、木材（製材）加工の課題から、一時に大量の木材、加工製品を供給する体制が十分でなく、部材利用が少なく、あわせて木造化・木質化の設計や施工の技術情報も不足している。

（2）基本的対策

ア) 素材生産

- ・ 素材生産コストの削減及び生産量を増大させるために、森林の境界明確化を重点に推進し、集落を単位とした面的な施業地確保を推進する。
- ・ 素材生産の主体となる2つの森林組合に対し、作業の効率化、安全性の向上と生産コスト低下を図るため、高性能林業機械等の導入を支援する。

イ) 木材（製材）加工

- ・ 市民への周知を図るとともに、継続した公共施設での木材利用により、木材需要を高め、民間事業者におけるJAS認定や設備投資への気運を高める。

ウ) 木材利用（公共施設による利用）

- ・ 市内の主要樹種であるスギの利用について、その特性を活かした工法の検討を行い、公共建築物の木造化及び木質化の設計検討を行う。
- ・ 長浜市産材の調達や供給について、関係者の協議の場を設け、建設工程に合わせた部材の供給を行うための検討組織を整備する。

3 目標の実現に向けた各取り組み

（1）公共建築物

- ・ 低層の公共建築物については、原則として木造化を図る。（注1）
- ・ 公共建築物の内装等については、木材の利用が適切である部分における木質化の整備を積極的に図る。
- ・ 公共建築物の木造化および木質化を進めるにあたっては、長浜市産材の活用を図る。（注2）
- ・ 暖房器具やボイラーを新たに設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする機器を積極的に推進する。

（2）公共工事

公共工事においては、自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めていくため、木材の特性を生かせる施工箇所については、長浜市産材を利用する工法を推進する。

(3) 物品

木材は環境にやさしい自然素材であり、繰り返し活用できる有効な地域資源であることから、木材を原材料として使用した備品および消耗品の利用を促進するとともに、長浜市産材を活用した木製品の導入を図る。

なお、導入に際しては、購入コストや燃料調達などの維持管理コストを考慮しつつ、木材利用の意義や効果を踏まえ総合的に判断するものとする。

(4) 木質資源の有効活用

未利用木質資源を有効利用することは、低炭素社会の構築に寄与することから、木質資源のエネルギー利用を進めると同時に、新たな用途の開拓に努める。

第3 木材利用促進のための体制

- ・公共建築物等における長浜市産材の安定的な供給と需要の拡大を図り、木材利用の促進がより円滑に進むよう体制の整備を図るため、「長浜市産材活用検討会」を設置する。
- ・「長浜市産材活用検討会」は、市が行う公共建築物における木材利用の庁内関係課で構成し、年度毎の公共建築物における材料調達、発注方式の検討と長浜市産材の活用実績の把握及びその効果、検証を行う。

第4 その他

この方針の運用に当たっての詳細は別に定める。

なお、当該基本方針に沿った木材利用促進を長浜市が率先して行うことで、市民への波及効果を高め、個人や法人についても、長浜市産材利用の普及、啓発に努める。

(注1)

木造化を進める低層の公共建築物とは、建築基準法その他の法令に基づき「耐火建築物又は主要構造部を耐火構造とすることが求められないもの」とします。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等、文化財の収蔵・展示施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な場合を除きます。

<参考>

■耐火建築物又は主要構造部を原則として耐火構造とすることが求められるもの（建築基準法）

【規模による制限】

建築基準法第 21 条に、一定の規模を超える大きさの建築物については、原則として主要構造部を耐火構造としなければならないと定められている。

[下記表については、建築物の規模による要件であり、建築物の用途等による要件が別にあります。]

規模による制限（建築基準法第21条）			
高さ	軒高	階数	
13m超	9m超	4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 主要構造部を耐火構造 政令の技術基準に適合 又は、主要構造部を耐火構造 </div>
		3	
		2	
		1	
13m以下	9m以下		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 規模による制限なし </div>
			延床面積 3000㎡

【用途による制限】

建築基準法第 27 条に、不特定若しくは多数の者が利用する用途又は収用可燃物が多い用途の建築物で一定規模・階数を超える建築物については、耐火建築物としなければならないと定められている。

【立地による制限】

建築基準法第 61 及び第 62 条に、火災の拡大を防除することを目的として都市計画に定められた防火地域又は準防火地域内では、一定規模・階数等を超える建築物については、耐火構造としなければならないと定められている。

(注2)

「木造化」とは、建築物の新築、増築または改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部または一部に木材を利用することをいい、「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築または模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分および外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

[「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成 22 年 10 月 4 日 農林水産省、国土交通省告示第 3 号）の注釈を準用]